

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和元年10月28日

中止

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	三重県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	113-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.pref.mie.lg.jp/D1SENRYAKU/88130000001.htm

執行機関名

知事等(教育委員会)が行う高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	県立高等学校学び直し支援金の支給に関する事務であって三重県教育委員会規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第一 第五の項 県立高等学校学び直し支援金の支給に関する事務であって三重県教育委員会規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第1条	高等学校学び直しへの支援事業補助金交付要領第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができるることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第1条 高等学校等を中途退学した者が再び高等学校で学び直す場合に、世帯の経済状況に応じ、授業料相当額を助成することで、経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、高等学校学び直しへの支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、三重県補助金等交付規則(昭和37年三重県規則第34号。以下「規則」という。)及び教育関係事業補助金等交付要綱(昭和52年告示第52号)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。
⑦独自利用事務の関連規範		高等学校学び直しへの支援事業補助金交付要領